令和8年度 村上市保育園 入園のご案内



もくじ

保育園・施設の利用についてP2~P7
利用者負担額(保育料)基準額表··P8~P10
入園調整の基準について·····P11~P12
入園申請書記入例·····P13~P16
個人番号届出票記入例·····P17
保育園Q&A·····P18~P19
入園説明会の予定・・・・・・P20
提出物確認一覧表·····P21



問い合わせ

村上市役所 こども課 子育て支援室 0254-53-3362(直通)

〒958-8501 村上市三之町1番1号

荒川支所 地域振興課 地域福祉室 0254-62-3104(直通)

〒959-3192 村上市山口444番地

神林支所 地域振興課 地域福祉室 0254-66-6113 (直通)

〒959-3492 村上市岩船駅前56番地

朝日支所 地域振興課 地域福祉室 0254-72-6887 (直通)

〒958-0292 村上市岩沢5611番地

山北支所 地域振興課 地域福祉室 0254-77-3113 (直通)

●施設一覧●

【保育園】

N IVIV		ı	1	1				
No.	公私	施設名称	所在地	電話 番号	定員	開閉園時間	受入 月齢	一時預かり
1	公	第一保育園	肴町20番3号	52- 3085	90	7:30 ~ 18:30	4か月	
2	公	第二保育園	 庄内町9番3号	52- 2488	100	7:30 ~ 18:30	4か月	
3	公	岩船保育園	岩船上町7番23号	56- 7124	100	7:30 ~ 18:30	4か月	
4	公	瀬波保育園	瀬波中町9番9号	52- 4400	110	7:30 ~ 18:30	4か月	
5	公	山辺里保育園	日下1241番地2	53- 1541	130	7:30 ~ 18:30	4か月	0
6	公	山居町保育園	飯野三丁目15番4号	52- 4179	110	7:30 ~ 18:30	11か月	
7	公	金屋保育園	金屋2142番地1	62- 2355	100	7:30 ~ 18:30	4か月	
8	公	自 館腰保育園 	下新保325番地	72- 1554	80	7:30 ~ 18:30	4か月	
9	公	高南保育園	中原2722番地1	72- 1153	60	7:30 ~ 18:30	4か月	0
10	公	 猿沢保育園 	上野630番地	72- 1170	80	7:30 ~ 18:30	4か月	
11	公	山北そらいろ 保育園	府屋176番地5	77- 2012	90	7:30 ~ 18:30	4か月	0
12	公設 民営	あらかわ 保育園	坂町1804番地2	62- 0015	210	7:00 ~ 19:00	4か月	0
13	公設 民営	向ヶ丘保育園	小出832番地1	66- 8330	140	7:00 ~ 19:00	4か月	
14	公設 民営	みのり保育園	北新保1548番地1	66- 8370	100	7:00 ~ 19:00	4か月	©
【幼兒	呆連携	型認定こども園】						
15	私	村上いずみ園	山居町二丁目10番 23号	52- 4431	1号 15 2号 36 3号 24	7:00~19:00	6か月	0
【地均	或型保証	育所】(小規模保育	·)					
16	私	ゆりかご 保育園	大欠8番12号	53- 2575	15	7:30 ~ 19:30	3か月	◎ ※1
17	私	マイマイ 保育園	天神岡438番地	52- 6706	10	7:30~18:30	8か月	
18	私	認可保育園 きらら	松山210番2	53- 6648	19	7:30~18:30	3か月	⊗ ※1
【抽t	或型保証	· 育所】(事業所内保						
19	私	あんず保育園	猿沢2222番地	60- 2222	従業員 14 地域枠 5 ※2	7:30 ~ 18:30	2か月	© %1
		L	!	<u> </u>	<u> </u>			

- ※1 定員を超えない範囲で、通常の保育と一緒に保育を行います。※2 従業員の子どもの定員が14名程度、それ以外の方が利用できる定員が5名程度(地域枠)となります。

●支給認定についてのご説明●

国の「子ども・子育て支援新制度」では、就学前の子どもが特定教育・保育施設(保育所、認定こども 園、地域型保育事業所等)を利用する場合は、居住する市町村から利用のための認定を受ける必要があり ます。

市では、申請に基づき認定区分を決定し、「支給認定証」を交付します。

なお、既に支給認定を受けている方については、年度毎に、支給認定継続の適否を確認するために現況 届を提出していただきます。

【支給認定区分】

支給認定には3つの区分があり、認定区分に応じて、利用できる施設が決まります。

区分	認定基準		対 象	利用できる施設
1号認定	教育標準時間認定		お子さんが満3歳以上で、教育を 希望する場合	・認定こども園(幼稚園機能部分) ・幼稚園 (※)
2号認定	化 本初		お子さんが満3歳以上で「保育を受けることができる基準」に該当し、保育園等で保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園(保育園機能部分)
3号認定	保育認定		お子さんが満3歳未満で「保育を受けることができる基準」に該当し、保育園等で保育を希望する場合	・保育所・認定こども園(保育園機能部分)・地域型保育事業所

[※] 村上幼稚園の利用申込等については、直接村上幼稚園に申請してください。

【支給認定の区分により利用できる施設・事業の種類】

施設の種類	内 容	利用できる人		
旭成り種類	PJ 谷	保護者の要件	児童の年齢	
保育所	仕事や病気等のために家庭で保 育ができない保護者に代わっ て、児童を保育する施設	共働き世帯等で保育ができな い場合	0歳から5歳 (2号、3号認定)	
認定こども園	幼稚園と保育園の機能や特徴を あわせ持ち、地域子育ての支援 よ行う施設	共働き世帯等で保育ができな い家庭で保育を希望する場合		
		制限なし	満3歳から5歳 (1号認定)	
幼稚園	小学校以降の教育の基礎を作る ための幼児期の教育を行う施設	制限なし	満3歳から5歳 (1号認定)	
地域型保育 (小規模保育・事業所 内保育など)	少人数での保育を実施する施設	共働き世帯等で保育ができな い場合	0歳から2歳 (2号、3号認定)	

●保育認定について●

【保育を受けることができる基準=保育の事由】

保護者が下記のいずれかの事情にある方は、保育認定を受けることができます。

	事由	説明
1	就労	家庭外、家庭内就労者で月48時間以上就労することを常態としていること
2	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もないこと (産前8週、産後8週)
3	保護者の疾病、障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
4	介護・看護	同居又は長期間入院等をしている親族を常時介護又は看護していること
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
6	求職活動	求職活動 (起業の準備を含む。) を継続的に行っていること
7	就学	学校、教育施設に在学していること
8	職業訓練	職業訓練を受けていること
9	虐待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあり擁護が必要なこと
10	DV	配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められること
11	育児休業	育児休業をする場合に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であると認められる場合
12	その他	その他市長が前各号に類する状態にあると認める場合

【保育の必要量】

施設ごとの利用可能時間帯の設定は以下のとおりです。

施設No. (P1 施設一覧の番号参照)	保育短時間	保育標準時間
No. $1\sim1$ 1 「公立保育園」、No. 1 3 「向ヶ丘保育園」、No. 1 4 「みのり保育園」、No. 1 5 「村上いずみ園」、No. 1 6 「ゆりかご保育園」、No. 1 7 「マイマイ保育園」、No. 1 8 「認可保育園きらら」	8:00~16:00	7:30~18:30
No. 1 2 「あらかわ保育園」	8:00~16:00	7:00~18:00
No. 19「あんず保育園」	9:00~17:00	7:30~18:30

※ 就労理由で利用する場合は、就労証明書に記載された父母の勤務時間により保育の必要量の認定を 行います。

●延長保育について●

やむを得ない理由により延長保育が必要な児童については、入園後、延長保育申請書を提出し、承認を受けることで通常の保育時間を超える延長保育の利用が可能になります。(各保育園で利用可能時間が異なります)

【対象児童】(1) 保護者の就労の関係上延長保育が必要な児童

(2) 家族の疾病、出産等による入院その他突発的な理由により、延長保育が必要な児童

【延長時間】 保育標準時間児童:保育標準時間と対象保育園の開閉園時間の間の時間 保育短時間児童:開園から保育短時間の始まりまでの時間及び保育短時間の終わりから閉園 までの時間

●支給認定証の有効期間●

支給認定決定後に交付する「支給認定証」は、認定区分や保育の必要な事由により、有効期間が異なります。

有効期間を過ぎた場合には支給認定が失効となり、施設の利用ができなくなります。

有効期間満了後も継続して施設の利用を希望する場合は事前にご相談ください。

なお、児童が満3歳の誕生日を迎え、支給認定の事由が就労等の場合には、市が支給認定区分を3号認定から2号認定に切り替えて、新たな支給認定証を交付します。求職、妊娠・出産、育休等の場合には手続きが必要です。(交付後、3号認定の支給認定証は返還していただきます。)

保育の必要な事由	有 効	期間
	2号認定(満3歳以上)	3 号認定(満3歳未満)
就労、保護者の疾病・ 障がい、介護・看護、 災害復旧、虐待、DV	小学校就学前まで	満3歳に達する日(誕生日の前日)の前日まで
妊娠、出産	ら起算して8週間を経過する日の翌日	出産予定日の8週間前から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで、又は満3歳に達する日(誕生日の前日)の前日までのいずれか短い期間
求職活動	効力発生日から起算して90日を経過する日が属する月の末日まで、又は満3歳から小学校就学前までのいずれか短い期間	効力発生日から起算して90日を経 過する日が属する月の末日まで、又 は満3歳に達する日(誕生日の前 日)の前日までのいずれか短い期間
就学、職業訓練	保護者の卒業予定日・修了予定日が属 する月の末日まで、又は小学校就学前 までのいずれか短い期間	保護者の卒業予定日・修了予定日が 属する月の末日まで、又は満3歳に 達する日(誕生日の前日)の前日ま でのいずれか短い期間
育児休業	事情を勘案して市長が適当と認める期 間	事情を勘案して市長が適当と認める 期間
その他(育児等)	2号認定を受けて最初の3月31日を迎 えるまでの期間	満3歳に達する日(誕生日の前日)の前日まで

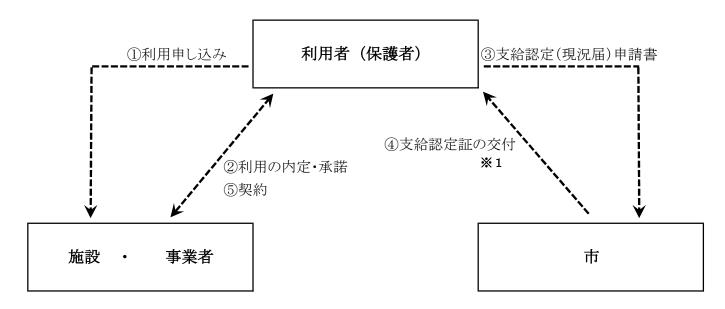
●届出が必要なとき●

保護者や園児の家族の状況等に変更があった場合には支給認定の変更届、園児・保護者異動届の提出が必要です。

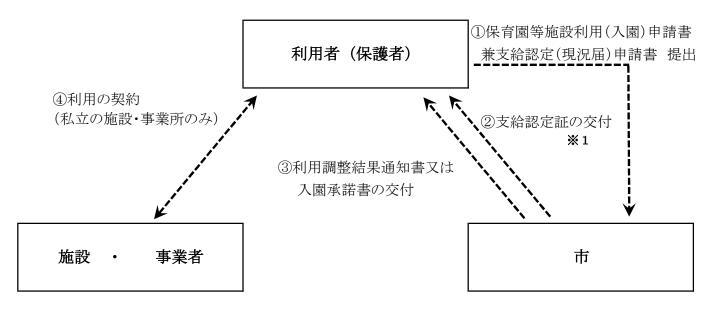
	届出が必要なときの例						
1	住所の変更、住民票の内容に変更があったとき (転居等)						
2	家族状況に変更があったとき(家族の出生・転居・転出・転入、父母の婚姻・離婚、手帳の取得等)						
3	保育の必要な事由が変わったとき (就労→求職等)						
4	父母の就労等により、1号(教育)認定者が2号(保育)認定に変更を希望するとき、又はその逆の場合						
5	保育認定の方で、保育の必要量(保育標準時間、保育短時間)を変更する場合						
6	その他、支給認定の内容等の変更があるとき						

●入園申込から入園決定までの流れ●

【1号認定(教育標準時間認定)の場合】



【2号、3号(保育認定)の場合】



支給認定申請書が市に届いてから、1か月のうちに支給認定証を交付します。ただし、 **※** 1 新年度(4月~)の利用に向けた認定は、一斉受付により認定事務が集中するため、遅 れる場合があります。

支給認定証は、支給認定を受けていない方のみに交付します。現況届の場合は、新し い支給認定証は発行しません。





















●利用・入園申込みの手続き●

【受付期間と受付場所】

◎ 4月入園・・・令和8年4月1日入園の場合

施設種類 認定区分 受付款		受付期間	受付場所
			村上市役所 こども課 子育て支援室
公立保育園	2 号、3 号 認定希望	令和7年11月4日(火) から11月17日(月)まで	各支所 地域振興課 地域福祉室
		"	各保育園
	1号認定希望	令和7年11月4日 (火) から11月17日 (月) まで	施設(村上いずみ園)
私立施設· 事業者	渚 2号、3号 令科	A	村上市役所 こども課 子育て支援室
		令和7年11月4日(火) から11月17日(月)まで	各支所 地域振興課 地域福祉室
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,, ,, ,, ,, ,,	各保育園

◎ 途中入園・・・各月初日入園の場合

途中入園は原則として、各月1日入園です。保育園を退園する場合も原則として末日退園です。

施設種類	認定区分	受付期間	受付場所
公立保育園	2号、3号	入園を希望する月の	村上市役所 こども課 子育て支援室
	認定希望	前々月初日まで	各支所 地域振興課 地域福祉室
	1号認定希望	施設の決めた期間	施設 (村上いずみ園)
私立施設·	2号、3号	入園を希望する月の	村上市役所 こども課 子育て支援室
事業者	認定希望	前々月初日まで	各支所 地域振興課 地域福祉室

【申し込みに必要な書類】

- ●教育標準時間認定・保育認定 共通
 - ① 保育園等施設利用(入園)申請書 兼 支給認定(現況届)申請書 (利用申込書、及び支給認定申請書が兼用になっている様式です)
 - ② 個人番号届出票
 - ③ 申請者の個人番号と身分を証明できるものの写し
- ●保育認定を希望する人(該当する書類いずれか)
 - ④ 就労証明書(父母のもの)
 - ⑤ 求職活動報告書
 - ⑥ ④、⑤の事由以外で保育認定希望の場合は、「保育を受けることができる基準」に該当することが確認できるもの

●入園調整・入園承諾の決定について●

保育認定(2号、3号認定)希望者については、保育園等施設利用(入園)申請による希望理由、定員の空き状況、保育の必要性の程度を総合的に判断し、市が利用調整を行います。調整後、公立施設希望の場合は入園承諾書を、私立の施設・事業者の場合は利用調整結果通知書を送付します。

教育標準時間認定(1号認定)希望者については、利用施設が入園(利用)決定を行います。

【入園調整及び結果の通知】・・・保育認定希望者のみ

◎ 新規入園 : 令和8年2月上旬を予定しています。

◎ 途中入園 :入園を希望する月の前月の15日頃になります。



利用者負担額(保育料)等●

詳細は8ページ以降をご覧ください。

- ★ 3歳児クラスから5歳児クラスの全ての子どもの保育料は無料となります。 利用者負担額は無料となりますが、副食費(おかず、おやつ代)は保護者の負担となります。 金額は、公立の施設では月額4,500円となります。ただし、年収360万未満相当世帯の子 どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費が免除されます。(私立の施設では 利用施設が給食費の金額を決定します。)
- ★ 市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもも保育料は無料となります。
- ★ 生計を一にする子どもを3人以上養育する世帯については、年齢制限を設けずに第2子目の保 育料が半額に、第3子目以降の保育料が無料となります。 (村上市の多子軽減制度)
- ★ 利用者負担(保育料)基準額は、国が示す基準額を基に、保護者の負担軽減に配慮し、市が独 自の基準額を定めます。(3歳未満児クラス)

令和8年度の基準額は、令和7年度末に決まりますので、令和7年度の基準額表を参考にしてください。

- ★ 利用者負担額の算定は、児童の年齢と、児童の父母の市町村民税所得割額の合計額により行いますが、父母の両方の市町村民税が非課税で、祖父母が生計の主宰者(生計中心者)と判断される時は、祖父母のうち所得の高い一方の市町村民税所得割額を合算して行う場合があります。なお、児童の年齢は、4月1日現在の満年齢で判断します。
- ★ <u>利用する施設が私立の施設・事業者の場合、市が決定する利用者負担額(保育料)の他に、</u> 実費分をご負担いただく場合があります。

詳しくは、ご利用の施設にお尋ねください。

【納入方法と納入時期】

施設種類	納入方法	納入時期
公立保育園	口座振替	毎月26日
五五休月園	口生派省	(金融機関休業日及び休日の場合は翌営業日)
私立の施設・事業者 施設が決める納		- 納入方法・納入期日 (※ご利用の施設により異なります)

令和元年10月分から

3歳児から5歳児クラスまでの子どもの保育料が無償化となりました。

※3歳未満児クラスの市町村民税非課税世帯の子どもについても対象となります。

令和7年度 村上市利用者負担額(保育料)基準額表

3号認定

令和7年9月1日現在(単位:円)

階層	父母	の市町村民税の状況	R(父母の両方が市町村民税非課税の場合、生	3歳未満児	【3号認定】	
区分	計を	一にする祖父母の市	町村民税を合算する場合があります)	保育標準時間	保育短時間	
Α			0	0		
В		非課税世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	0	0	
		升 赤 优 臣 市·	それ以外	0	0	
C1	TO TO	「得割非課税世帯 「得割非課税世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	3,500	3,400	
	121		それ以外	8,000	7,800	
C2		12,600 円未満	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	4,000	3,900	
02		12,000 17八両	それ以外	9,000	8,800	
СЗ		12,600 円以上	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	4,500	4,400	
		24,600 円未満	それ以外	10,000	9,800	
C4		24,600 円以上	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	5,000	4,900	
04		36,600 円未満	それ以外	11,000	10,800	
C5		36,600 円以上	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	5,500	5,350	
		48,600 円未満	それ以外	12,000	11,700	
D1	市町	48,600 円以上	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	7,000	6,850	
D1	村	村	61,000 円未満	それ以外	14,000	13,700
D2	民税	61,000 円以上	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	8,000	7,850	
D2	所	73,000 円未満	それ以外	16,000	15,700	
	得割	73,000 円以上	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	9,000	9,000	
D3	課	77,101 円未満	それ以外	19,000	18,600	
	税	77	7,101 円以上 85,000 円未満	19,000	18,600	
D4	世帯		5,000 円以上 97,000 円未満	22,000	21,600	
D5		97	,000 円以上 121,000 円未満	27,000	26,500	
D6		121	,000 円以上 145,000 円未満	31,000	30,400	
D7		14!	5,000 円以上 169,000 円未満	35,000	34,400	
D8		169	9,000 円以上 213,000 円未満	38,000	37,300	
D9		213	42,000	41,200		
D10		257	7,000 円以上 301,000 円未満	45,000	44,200	
D11		301	,000 円以上 397,000 円未満	48,000	47,100	
D12			397,000 円以上	51,000	50,100	

- ※ 令和8年度の利用者負担額は、4月から8月分までは令和7年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和8年度市町村民 税課税状況で決定します。
- ※ 基準となる市町村民税額は寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税額控除等を控除する前の税額により階層区分の認 定が行われます。

保育料の軽減制度について(0・1・2歳児)

◎生計を一にする養育している子どもが複数いる場合、3歳未満児の子ども(3号認定)の保育料については、以下のとおり多子軽減制度が 適用されます。

(1)ひとり親世帯・障害児(者)のいる世帯等の場合

・所得割額の合計額が77,101円未満の場合は、生計を一にする子の第2子以降は無料となります。

(2) (1)以外の世帯の場合

- ・所得割額の合計額が57,700円未満の場合は、生計を一にする子の第2子が半額、第3子以降は無料となります。
- ・所得割額の合計額が57,700円以上の場合は、小学校就学前の施設を利用している子どものうち最年長の子どもを1人目とし、次の子どもを2人目、以降を3人目以降と数え、2人目が半額、3人目以降は無料となります。

(3) 村上市の多子軽減制度

・生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯については、年齢制限を設けずに、第2子が半額、第3子以降は無料となります。

その他注意事項について

·保育料の軽減は、村上市が利用者負担額を決定する施設(公立保育園、認定子ども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所)を ご利用の方が対象となります。

副食費について

- ◎保育料の無償化に伴い、3歳以上児(2号認定)のお子さんについては、**副食費**(おかず、おやつ等)などは保護者の負担となります。公立保育園に通われるお子さんについては<u>4,500円を保育料とは別に負担していただきます</u>。私立の施設に通われているお子さんの副食費については、通園している施設へご確認ください。
- ※3歳未満児(3号認定)のお子さんについては副食費を別途負担する必要はありません。
- ◎副食費については、保育料の無償化にあたり保護者負担が増えないよう、以下のとおり免除 制度が設けられます。

●対象者

- (1)年収360万円未満相当世帯の子ども
- (2)所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

副食費の免除範囲について【2号認定】

父母の市町村民税の状況(父母の両方が市町村民税非課税 の場合、生計を一にする祖父母の市町村民税を合算する場合 があります)		第1子	第2子	第3子		
	А		生活保護世帯等			
	В		非課税世帯			
	C1		所得割非課税世帯			
	C 2		12,600円未満			
	C 3		12,600円以上24,600円未満	0	o	
	C 4]	24,600円以上36,600円未満			
	C 5]	36,600円以上48,600円未満			
	要保護世帯※2		48,600円以上61,000円未満			
D 1 ※1	その他		48,600円以上57,700円未満			
	その他]	57,700円以上61,000円未満	×	×	
D2	要保護世帯※2	所	61,000円以上73,000円未満	0	0	
02	その他		61,000円以上73,000円未満	×	×	©
	要保護世帯※2	得割課税世帯	73,000円以上77,101円未満	0	0	
D3 %1	要保護世帯※2	課	77,101円以上85,000円未満			
	その他	税	73,000円以上85,000円未満			
	D4	世出	85,000円以上97,000円未満			
	D5	, LD.	97,000円以上121,000円未満			
	D6]	121,000円以上145,000円未満			
	D7		145,000円以上169,000円未満	×	×	
	D8		169,000円以上213,000円未満			
	D9		213,000円以上257,000円未満			
	D10		257,000円以上301,000円未満			
	D11	1	301,000円以上397,000円未満			
	D12	Ī	397,000円以上			

^{※1} 階層のうち市町村民税所得割の額により免除範囲が変更となります。

◆令和8年度の副食費の負担額について◆

4月から8月分までは令和7年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和8年度市町村民税課税状況で決定します。

基準となる市町村民税額は寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税額控除等を控除する前の税額により 階層区分の認定が行われます。

すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食費が免除されます

◎市では生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに、第3子以降の副食費を免除します。

区分		市の軽減制度 (生計を一にする養育する 子が3人以上)				
区刀						
		要保護世帯等(※1)	1	左以外	小の場合	区分なし
市町村民税 の状況 (※2)	非課税の場合	所得割額が非課税 または所得割の合 計額が48,600円 未満の場合	が48,600円以上		所得割の合計額 が57,700円以上 の場合	
小学生以上	対象	対象	対象	対象	カウントの対象外	対象
小学校就学前	对家	>> >> >> >> >> >> >> >> >> >> >> >> >>	对家	对家	対象	对家

- (※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。
- (※2) 父母の両方について市町村民税が非課税の場合は、生計を一にする祖父母の市町村民税額を合算する場合があります。

[◎]免除対象 ×免除対象外

^{※2} ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。

副食費について

◎保育料の無償化にあたり、副食費については、保護者の負担が増えないよう以下のとおり免除制度が設けられます。

●対象者

- (1)年収360万円未満相当世帯の子ども
- (2)所得階層に関わらず、第3子以降の子ども

副食費の免除範囲について【1号認定】

階層区分		民税の状況(父母の両方が市町村民税非課税 を一にする祖父母の市町村民税を合算する場	第1子	第2子	第3子
А		生活保護世帯等			
B1		非課税世帯			
B2	所得割非課税世帯		©	©	
C1		25,700円 以下		9	©
C2	所 得 割	25,701円 以上 51,400円 以下			9
C3	割 課 税	51,401円 以上 77,100円 以下			
D1	税 世 77,101円 以上 211,200円 以下 帯		×	×	
D2]	211,201円以上	^	^	

◎免除対象 ×免除対象外

◆令和8年度の副食費の負担額について◆

4月から8月分までは令和7年度市町村民税課税状況で決定し、9月分以降は令和8年度市町村民税課税状況で決定します。

基準となる市町村民税額は寄附金税額控除及び住宅借入金等特別控除、外国税額控除等を控除する前の税額により 階層区分の認定が行われます。

すべての世帯の第3子以降の子どもについて、副食費が免除されます

◎市では生計を一にする養育している子どもが3人以上いる世帯について、年齢制限を設けずに、 第3子以降の副食費を免除します。

	国の軽減制度				市の軽減制度 (生計を一にする養育する子が 3人以上)
区分					
	要保護世帯等(※1)		左以外の場合		区分なし
市町村民税の状況 (※2)	非課税の場合	所得割額が非課 税または所得割 の合計額が 77,100円 以下の場合	所得割の合計 額が77,100円 以下の場合	所得割の合計 額が77,101円 以上の場合	
小学校4年生以上	社 免	計争	対象	カウントの対象外	象校
小学校3年生以下	刈家	対象 対象	刈多	対象	刈家

- (※1) ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯等をいいます。
- (※2) 父母の両方について市町村民税が非課税の場合は、生計を一にする祖父母の市町村民税額を合算する場合があります。

●入園調整の基準について●

入園の申込が定員を超過した場合は、基準指数+調整指数の合計により、優先順位をつけます。 【基準指数】

区分		適用条件				基準指数
1	災害	災害の復旧に当たっている場合				10
	, , I	外勤		- ×× H	7時間以上の就労	10
		1	臨時、パート)		6時間以上7時間未満の就労	9
		(Рин 3 (5時間以上6時間未満の就労	8
					5時間未満の就労	7
					7時間以上の就労	10
	家庭外労働		-4- >	-	6時間以上7時間未満の就労	9
2	(月48時間以 上)		中心	者	5時間以上6時間未満の就労	8
	⊥./	는 577 개선			5時間未満の就労	7
		自営業			7時間以上の就労	8
			L+1 -L-	. -1 √.	6時間以上7時間未満の就労	7
			協力	有	5時間以上6時間未満の就労	6
					5時間未満の就労	5
					7時間以上の就労	9
			H- 2-	⇒ Z.	6時間以上7時間未満の就労	8
			中心	有	5時間以上6時間未満の就労	7
		占兴米			5時間未満の就労	6
	家庭内労働 (月48時間以	自営業			7時間以上の就労	7
3			<i>₩</i> +	協力者	6時間以上7時間未満の就労	6
	上)		協力J ⁻ 		5時間以上6時間未満の就労	5
					5時間未満の就労	4
				7時間以上の就労		6
		内職	5時間以上7時間未満の就労		5	
					5時間未満の就労	4
4	就労予定	求職中			継続的に求職活動を行っている状態	2
5	妊娠・出産	産前・産行	後各2箇月の間			10
		疾病	1箇月以上の入降	院若しくに	は常時寝たきりの状態	10
)/\/\/\		ばで常時保	育が困難な場合	4
			重度障がい	がい		
			(身体障害者手	(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手		10
6	疾病・障がい		帳1・2級又は同	同程度)		
		障がい	中度障がい			
			(身休陪宝老手	5帳3級 塚	· 上京 上京 上述 上述 上述 上述 上述 上述 上述 上述 上述 上述 上述 上述 上述	6
			級又は同程度)		作 1 成员、相下四年日 4 队使曲 正 1 成 8	
			上記以外の状態	で常時保	育が困難な場合	4
						т
				1 . , .	特付き添いが必要なもの 夏介護度4・5程度以上)	10
	∧ =#	同居親族				
7	介護				手ではないが保育困難なもの 5.全業度2、29月度)	7
					平介護度2・3程度)	
		上記以外の	の状態で常時保育	育が困難な	場合	4

8	就学・職業訓 練	職業訓練施設・大学・専門学校等への通学	8
9	虐待、DV	虐待やDVの被害にあうおそれが高く、保育の必要性があると関係機関から認められる場合	10
		上記のほか、明らかに保育が必要と判断されるもの	2~10
10	その他	第2子以降を出産し、第1子以降の3歳未満児がすでに在園している、又 は育児中の場合(末子を除く)	2
		上記の場合で、第2子以降の出産が多胎児であった場合	4

父及び母の状況について、それぞれ当てはまる基準指数を合算する。 ひとり親世帯は、当てはまる基準指数を2倍する。

【調整指数】

区分	1	R護者の状況	調整指数	
	ひとり親世帯		8	
	身体障害者手帳、療育手帳、料 童又は特別児童扶養手当を受約	精神障害者保健福祉手帳を所持している児 合している児童が利用する場合	5	
	生活保護世帯(就労により自立支援が図られる場合)			
世帯の状況	保育士、保育教諭、幼稚園教諭として市内に就労又は就労予定の場合			
	申込みの兄弟姉妹が現に利用している場合			
	育児休業を取得しており、復帰する場合			
	父と母が別の住所に居住している場合			
	健康状態が良好で、保育可能な65歳未満で未就労の祖父母等との同居			
	小規模保育事業等の地域型保育事業の卒園児			
	認可外保育施設の認可移行後の同施設への継続入園			
 保育状況	専門機関等から集団保育の必要があると判断されたもの			
休月扒洗		6箇月以上	3	
	入園が保留されていた場合	3箇月以上6箇月未満	2	
		3箇月未満	1	

記入例

保育園等施設利用(入園)申請書 兼 施設型給付費・b

-	吹のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。 また、併せて施設利用(入園)について申請いたします。				申込年月日 令和 〇 年 〇 月 〇
支	申請	区分	☑ 新規申請(初めて支給詞	窓定申請をする) ・	□ 現況届(現に支給認定を受けている)
給認	保育の	の希望		ども園(教育部分)の利用	
,	の ⁷		大 (8、3日初京) 保育園	、認定こども園(保育部分)、 する場合。 〈2ページの「保育	地域型保育(小規模保育事業所、事業所内保育事業)において の判定基準」に該当する方が選択できます。〉
	現住原	F	〒 958-8501 村上市三之町	广1番1号	令和7/1/1 現在の住所 同左(又は〇〇市〇〇町〇番〇号
			1,21,02.0		令和8/1/1 現在の住所 同左(又は○○市○○町○番○号
保	ふり	がな 	むらかみ た	:ろう	自 宅 0000-00-0000
護者	氏	名	村上 太	飲	携 帯 等 (保護者①携帯) OOO-OOO-OOO
I		•			## 携 帯 等 (保護者②携帯) OOO-OOO-OOO
区分	続柄		氏名	生年月日(歳)	勤務先·学校·幼稚園·保育園等
	ふりがな	むら	かみ じ ろう	令和8年4月1日時点	
申請児童	本人	 村	上 二 郎	(4歳)	
				平令 〇年 〇月 〇日	
	保護者 ①	村	上 太 郎	昭・平 (○○ 歳) ○年 ○月 ○日	○○株式会社
申請児	保護者 ②	村	上 花 子	昭・平 (○○ 歳) ○年 ○月 ○日	○○商店 別居 △△市○○町○一○
光童と	兄	村	上鮭太郎	大·昭·平·令 (〇〇	劇○○大学 別居 △△市○○町○一○
同居	姉	村	上 鮭 子	大·昭·平·令 (こども幼稚園
の家	祖父	朝	 日 昇	大・昭・平・令 (〇〇 歳	^{遠)} 曾祖母の介護
族	曾祖	-4-4-6	□ □	○年 ○月 ○日 大・昭・平・令 (○○ - 歳	(x)
	母	朝	日 杉 子 	○年 ○月 ○日	療養中
	施部	を利用	引する期間	利用	を希望する施設名と希望理由
令和	1 8	年 4	月 1 日から 第一希望	山辺里保育園	第二希望 山居町保育園 第三希望 猿沢保育園
令和	令和 9 年 3 月 31 日まで ^(理由) 自宅から近			自宅から近いため	^(理由) 勤務先に近いため ^(理由) 母の実家に近い
			在宅障害者の状況(有・無)	所持している手	- 帳名等 生活保護等の状況 (有・無)
その	その他確認事項 ^{障害児(者)名} □ 身体 □ 精神			□ 身体障害者手帳 ☑ 療育 □ 精神障害者保健福祉手帳	長 開始年月日 年 月│

□ 特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者

《記入上の注意》

- ●記入漏れがないように確認をお願いします。
- ●『支給認定』欄
- ◇「新規申請・現況届」の別 これまで施設の利用をしたことがなくても、支給認定 を受けたことがある場合は「現況届」の四角にチェッ ク☑を入れてください。
- 継続利用の場合は「現況届」になります。

◇「保育の希望の有無」

既に支給認定を受けている場合は、現に認定を受け ている号(1号または2、3号)が該当する方を〇で囲ん でください。認定内容は交付済みの支給認定証でご 確認ください。

- (注)支給認定内容を変更する場合(下記例)は、別に 届出が必要ですので申し出てください。
 - ★1号認定から2号認定(その逆)に変更する場合 ★保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)や 保育を必要とする事由の変更
- ●現住所には、申請日時点の住民基本台帳の住所を 記入してください。転入予定の方は現住所のほかに、 転入先の住所も記入してください。

例:「令和8年4月1日 村上市〇〇〇に転入予定」

- ●『保護者』欄には代表者の氏名を記入してください。
- ●『申請児童と同居の家族』欄
- ◇保護者①には上記『保護者』の氏名を記入してください。
- ◇世帯分離をしている家族も全員記入してください。 (生年月日や勤務先の欄も必ず全員分記入して ください)
- ◇申請児童と保護者が別居している場合は、勤務先名 の後に「別居」と記載し、現住所を記入してください。
- ◇申請児童の兄弟が別に生活していて、且つ保護者が 現に監護している時は、その兄弟についても「申請児 童の世帯員」欄に記載し、勤務先・学校名の後に「別 居」と記入のうえ、現住所地を記入してください。
- ●在宅障害者の状況で「有」の場合 右欄の所持している手帳名等 にチェックを付け、 その手帳等のコピーを提出してください。
- ●生活保護等の状況とは 生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援 給付を受けている世帯です。
- ●『令和8/1/1現在の住所』欄 令和8年1月1日以前に申請書を提出する方は記載 不要です。
- ●利用を希望する施設が4つ以上あり、欄に収まらない場 合、欄外余白に書いてください。

● 保育の必要性の認定とは ●

保育園は、保護者が仕事や病気等で保育を必要としている家庭に対し、市が就労時間 や家庭状況に応じた保育時間等の認定を行います。

● 保育の判定基準 ●

保育の必要性の認定を受ける場合は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者)が次のいずれかの事情にある場合です。

(1)	就労等	家庭外、家庭内就労者で月48時間以上労働することを常態としていること
(2)	妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間もないこと(産前8週、産後8週)
(3)	疾病・障害	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること
(4)	介護等	同居又は長期間入院等をしている親族を常時看護していること
(5)	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
(6)	求職活動	求職活動を継続的に行っていること
(7)	就学	保護者が就学していること
(8)	職業訓練	保護者が職業訓練を受けていること
(9)	虐待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあり擁護が必要であること
(10)	DV	配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難と認められること
(11)	育児休業	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
(12)	その他	市長が認める前各号に類する状態にある場合

● 保育の利用時間 ●

保護者がそれぞれ月に就労する時間により、保育園を利用できる時間が違います。

保育利用時間区分	利用可能時間	保護者がそれぞれ一月に就労する時間
保育標準時間	一日 11時間以内	月 おおむね120時間程度を超える場合
保育短時間	一日 8時間以内	月 おおむね48時間以上 120時間未満

□ 良い▼ 普通□ 弱い→持病 □ 無□ 有□ 有
 弱い→持病 無 有 (病名:
病名:
病名:
込んてください。
引入してください。
3入してください。
、月に1回ことばとこころの
れてください

お子さんの様子について、事前に面談・聞き取りを行う場合があります。 ご了承ください。

4月1日(途中入園希望者は希望する月)の保護者の状況

_			● 保護者①の状況 ●	● 保護者②の状況 ●	● 保護者の就労時間 ●
					◆保護者①の就労時間◆ ◆保護者②の就労時間◆
- 2	基	準	妊娠・出産 □ 災害復旧 □ 虐待・DV	□ 妊娠・出産 □ 災害復旧 □ 虐待・DV	A 一日の就労時間 【保護者の就労時間】 間
			□ 疾病・負傷・障害 □ 求職活動 □ 育児休業	□ 疾病·負傷·障害 □ 求職活動 □ 育児休業	(保育認定希望者のみ記入) _日
L			□ その他 ()	その他 (死亡や離別等で、ひとり業 その理由をお聞かせくだる	
方	犹	労	▽ 家庭外労働 □ その他 ()	□ マの理由でお聞かせくだる 理由によって、確認できる	
ŀ				願いすることがあります。	証明書において、週の日数のみ記載されている
万	犹	学	(学校名:)	(学校名:	● 希望保育時間 ●
		ll .	【育児休業明けに職場復帰する場合】	死亡 離婚 未婚 別居	☑保育標準時間(最長11時間) □保育短時間(最長8時間)
	下 存		・児休業明けで申し込む場合は、基準の就労と育児休業 ・チェックを付けたうえで、職場復帰と育児休業期間の両	□ 調停中 □ 拘禁 □ 行方不明 □ その他	※ 希望する保育時間にチェックをつけてください。
F		方	「に日付を記入してください。	【希望保育時間】(保育認定希望者のみ記)	、) 保育料算定に関する確認事項 ●
1.	I.		・出産予定日 (年 月 日)	│	況の把握や正確な保育料・利用者負担額算定のため、担当課に 一世帯者・生計同一者を含む住民基本台帳・課税・福祉データを
ľ	出	産	・職場復帰(令和8年 4月 16日 挙 ・育児休業期間(令和8年 4月 15日まで)	ただし、保育標準時間を希望された方でも、父母の就基準に満たない場合は、保育短時間で支給認定させ	労時間がす。閲覧に承諾する場合は、同一世帯者・生計同一者すべての方
L			・自允仆未朔則(节仰の牛 4分 10日まで)	ことがあります。	・
	4-	عبر	・病名、障害名(・病名、障害名()	類の提出もないときは、保育料・利用者負担額を最高額で決定する場合があります。
1	矢 負 _卒	病傷害	・障害者手帳の有無 □無 □有	・障害者手帳の有無 □無 □有	- 1 - 31 - 31 - 3 - 4 - 4 - 4 - 4
P	早	吾	・状況 🗌 入院 📗 自宅療養 📗 通院・通所	・状況 □ 入院 □ 自宅療養 □ 通院・通所	✓ 上記について、承諾します✓ 上記について、承諾します
f			hb \ 2# (T.2# \	hh / 3# / T 3# \	●児童と別の住所に住んでいる祖父母の状況●
			・被介護(看護)者氏名 (・同居の別 同居 別居	・被介護(看護)者氏名 (・同居の別	祖父(保護者①の親) 祖母(保護者①の親)
			・病名、障害名 ()	・	氏名
2	介	護	・障害者手帳の有無 □無 □有(級)	・障害者手帳の有無	住所
5	看 護	護	・状況 要介護(介護度 度)	・状況 要介護(介護度 度)	保育判 () □無職 □不存在 () □無職 ☑不存在
			□ 要支援 □ その他 ()	□ 要支援 □ その他 ()	祖父(保護者②の親) 祖母(保護者②の親)
			□ 通院・通所 (月・週 □)	□ 通院・通所 (月・週 回)	氏名 (才) (才)
f	[住所 保育判 () □無職 ☑不存在 () □無職 ☑不存在
3	求職	中	· 内定 無 有	・内定 無	定基準 () 口無職 ②个仔仕 () 口無職 ②个仔仕

※ 保育判定基準は2ページの保育の判定基準から当てはまるものを 選択し、()内に数字を記入してください。 ※保育所利用料及び保育園副食費が未納となった場合、児童手当での納付に同意される方は下記を記入してください。

【児童手当に係る保育所利用料及び保育園副食費の徴収に関する申出書】

私は、保育所利用料(過年度分)及び保育園副食費(現年度分・過年度分)の支払いに未納がある場合、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、村上市長から支給を受ける児童手当から、児童手当の支払期日をもって支払いに充てることを申し出ます。

児 童 の 氏 名 村上 :	

個人番号(マイナンバー) 届出票

記入例

▲※「入園申請書」の保護者欄と同じ人を申請者としてください

		· / \	1 - L - MI	7 🗏 .	7 02		2 11		יין כ	, , , ,	. T.	111 11		, _	` '-	
申請者 氏名	入屋との	園児童 D続柄	^{見童} 個人番号											番号確認 チェック欄		
むらかみ たろう		,														
村上 太郎		父	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3		
申請者提出の身分証明書の	万写し	(いずね	hかI	にチ	エツ	クを	いオ	てく	くだる	さい))					
□伽人番号カードの写し																
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □																
□住民票の写し(個人番号記載のもの) + 運転免許証(又はパスポート)の写し																
いずれかに	フを入れ	九、写	こしる	ト添·	付し	. てく	(<i>†</i> = ;	さい								

(※) 氏名、住所等の記載事項に変更がないまたは、正しく変更手続きがとられている場合に限ります

ッ が が で で 同居世帯員氏名	入園児童 との続柄					個	人	番	号					番号確認 チェック欄
せらかみ じろう 村上 二郎	本人	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	3	
************************************	母	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	4	
むらかみ さけたろう 村上 鮭太郎	兄	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4	5	
************************************	姉	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	6	
<u>あさひ のぼる</u> 朝日 昇	祖父	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	6	7	
<u>あさひ すぎこ</u> 朝日 杉子	曾祖母	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	7	8	

[★]生計を一にする子どもが別居している場合にも、記入をおねがいします。

ほいくえん Q&A



- **Q1** 4月以降の年度途中入園の申込みはどこに申し込めばいいですか? また、入れるかどうかはいつ分かりますか?
- **A1** 年度途中入園の場合、市役所こども課、各支所地域振興課で受け付けます。 入園を希望した月の前月15日までに入園できるかどうかを決定し、お知らせします。
- Q2 居住地の地区外の保育園でも希望できますか?
- **A2** 希望は可能です。希望する理由をわかりやすくご記入ください。
- **Q3** 申請時の家族構成や内容に変更があった場合はどうすればよいですか? 保育料はどうなりますか?
- A3 家族の状況に変更があった場合(申請児童本人や同居家族の氏名、住所の変更、保護者の変更、転出、障害者手帳・療育手帳等の取得等)は、「保護者・園児等異動届」を、また、保育を必要とする事由に変更があった場合には、「支給認定変更申請書」等を速やかに提出していただく必要があります。 保育料に変更が生じた場合は、上記書類を提出していただいた月の翌月分からの変更となります。
- Q4 ならし保育ってなんですか?
- **A4** 保育園に初めて入園するお子さんに、無理なく集団生活に慣れてもらうために、保育時間を短い時間から少しずつ長くしていく保育です。その期間は1週間~3週間くらいで、保育園やお子さんの様子により、多少の違いがあります。
- Q5 保育園がどんなところなのか知りたいのですが、見学はできますか?
- **A5** 保育園の見学は可能です。ただし、行事などによっては対応ができない日もあります ので、見学を希望する保育園に事前に連絡をしてください。
- **Q6** 支給認定証って何ですか? 支給認定証が交付されたら、保育園に入れるということですか?
- A6 特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等の施設)を利用した場合に、国・県・市が給付費を支払いますという証明で、入園決定とは異なります。 入園決定については、各施設の入園調整後に「利用調整結果通知書」または「保育園入園承諾書」でお知らせします。

- Q7 就労証明書の提出が11月17日に間に合いません。どうすれば良いですか?
- A7 就労証明書以外の書類を、11月17日までに提出してください。 11月28日までに就労証明書を提出していただいた場合は、11月17日までの受付 として取り扱います。 就労証明書の提出が12月1日以降になった場合は、就労証明書を提出した日を受付日 として取り扱います。
- **Q8** マイナンバーカードがない場合はどうすれば良いですか?
- **A8** マイナンバーカードがない場合は、個人番号通知カード(※)の写しと運転免許証などの本人を証明できる身分証明書の写し、または個人番号が記載された住民票の写し(原本)と身分証明書の写しの提出で代用できます。
 - ※ 氏名、住所等の記載事項に変更がないまたは、正しく変更手続きがとられている場合に限ります
- **Q9** 求職活動中なのですが、保育園の申込みはできますか?
- A9 求職活動中であっても、保育園の入園申込みは可能です。 なお、認定された後、期間経過後も引き続き求職活動により保育が必要な場合には、認 定時と同様にその状況を確認の上、再度認定することもできます。
- Q10 入園後に妊娠・出産した時、下の子の育児休業中は保育園を利用できますか?
- **A10** 引き続き入園が可能です。 なお、緊急性のある方が入園を必要とする場合は、育児休業中の方に限らず調整をご相 談させていただく場合があります。
- Q11 現在入園を希望する子の育児休業中です。4月入園の申請はできますか?
- **A11** 4月入園申請については、ならし保育を考慮し5月15日までに職場復帰する方が申込みできます。5月16日以降に職場復帰する方については、5月入園の申込みができます。4月1日に入園し、5月15日までに職場復帰しなかった場合には、原則退園していただきます。
- Q12 入園申請書の訂正について
- **A12** 訂正する場合は、修正テープや修正液は使わず、訂正箇所に二重線を引き、正しい内容 を追記してください。
- Q13 就労証明書の訂正について
- A13 修正テープや修正液が使われた証明書は無効です。訂正する場合は、事業者が訂正箇所に二重線を引き、正しい内容を追記してください。事業者等に無断で作成または改変を行ったときには、刑法の罪に問われる場合があります。虚偽の記載を行った場合には、申込者の利用決定を取り消す場合があります。



●入園説明会の予定●

入園決定後、各園で「入園説明会」を行い、入園についての詳しい説明をします。 入園するお子さんと一緒にご参加ください。



※詳しいご案内は後日差し上げます。

	保育園名	日にち	受付時間	開始時間
	第一保育園	2月13日(金)	13:15~	13:30~
	第二保育園	2月13日(金)	13:00~	13:15~
 村上地域	岩船保育園	2月13日(金)	13:00~	13:15~
竹上地塊 	瀬波保育園	2月13日(金)	13:00~	13:15~
	山辺里保育園	2月13日(金)	13:15~	13:40~
	山居町保育園	2月13日(金)	13:00~	13:15~
荒川地域	金屋保育園	2月13日(金)	13:00~	13:15~
元川地域	あらかわ保育園	2月7日(土)	9:00~	9:30~
神林地域	向ヶ丘保育園	2月14日(土)	9:45~	10:00~
1年17年18年3	みのり保育園	2月14日(土)	9:45~	10:00~
	舘腰保育園	2月20日(金)	13:30~	13:40~
朝日地域	高南保育園	2月20日(金)	13:00~	13:15~
	猿沢保育園	2月20日(金)	13:15~	13:30~
山北地域	山北そらいろ保育園	2月18日(水)	15:20~	15:30~
認定 こども園	村上いずみ園	2月10日(火)	13:30~	13:45~
	ゆりかご保育園	3月3日(火)	15:45 ~	16:00~
地域型	マイマイ保育園	2月14日(土)	9:45~	10:00~
保育	認可保育園きらら	2月21日(土)	9:15~	9:30~
	あんず保育園	随時(予約制)	9:50~	10:00~

≪提出前の最終確認について≫

①保育園等施設利用(入園)申請書
記入漏れはありませんか
1ページ下段在宅障害者の状況(有無)欄にも〇をつけましたか
→有の場合は、証明できる書類(手帳の写しなど)の提出をお願いします。
1ページ下段生活保護の状況(有無)欄にも〇をつけましたか
②父母の保育ができない理由に応じた証明書(いずれかを添付) (認定こども園(教育部分)の利用を希望する場合は不要です)
「就労」の場合は、就労証明書
「妊娠、出産」の場合は、母子手帳の写し(表紙と出産予定日がわかるページ)
「疾病、障がい」の場合は、疾病の診断書、障がい者手帳の写し等
「介護」の場合は、介護保険被保険者証の写し
「求職活動」の場合は、求職活動報告書
「就学」の場合は、生徒手帳の写し等
「職業訓練」の場合は、受講していることが分かる書類の写し
「育児休業」の場合は、育児休業の取得期間が分かる書類の写し又は就労証明書
③個人番号(マイナンバー)届出票
記入漏れはありませんか
保護者欄は、「保育園等施設利用(入園)申請書」に記入した保護者と同じ氏名を記入しましたか?
下記いずれかを添付してください(保護者の分のみ)
1. 個人番号カードの写し(裏表両方の写し)
2. 個人番号通知カードの写し+運転免許証(又はパスポート)の写し
3. 個人番号が記載された住民票の写し(原本)+運転免許証(又はパスポート)の写し
※運転免許証又はパスポートが無い場合、保険証と年金手帳両方の写しを提出してください

最終確認
すべての書類について記入漏れはありませんか